令和８年（フ）第１８５７号
大阪市生野区新今里３丁目16番21号　カーサエスペランサ新今里　201号、前住所大阪市生野区新今里５丁目10番３号　三和ハイツ202号
破産者　宮上　裕二
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９１２号
大阪府高槻市宮之川原４丁目９番５号
破産者　角南　聡也
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８８号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番54号
破産者　今井　ゆう（旧姓濵田）
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０５４号
大阪市淀川区西三国１丁目19番７号　レオパレスパーシモンⅠ　101号
破産者　番場康太郎
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１９８号
大阪府大阪市北区浪花町14―１　Ｔ．Ｙ天六801、開始決定時大阪市北区扇町２丁目６番10―208号
破産者　足立　圭弥
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３２８号
大阪府守口市八雲西町４－６－４　レオパレス八雲西201号室
破産者　山口　研二
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４６１号
大阪府箕面市半町３丁目５番Ａ―702号
破産者　藤本　康宏
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６９４号
大阪府寝屋川市池田本町20番43号、前住所大阪府寝屋川市点野３丁目22番23号
破産者　濱崎　和昭
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２０号
大阪府高槻市城南町３丁目３番２―303号
破産者　Ｓａｌｏｎ　ｄｅ　ｃｏｃｏｔｔｅこと　角田　全代
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８２８号
大阪市住吉区苅田７丁目９番14号　エスペランサあびこ　201号
破産者　溝口　陽介
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８３９号
大阪府枚方市尊延寺５丁目31番１号
破産者　神谷　正人
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８４０号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―502号
破産者　松野　和代
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市潮江１丁目４番４―505号
破産者　池田菜穂子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７２号
広島県安芸郡坂町坂西１丁目18番12―101号
破産者　山﨑　悠平
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１号
徳島県名西郡石井町高原字平島675番地５
ココカラハウス　Ａ202
破産者　坂東　明治
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８１号
北九州市八幡西区楠木２丁目４番５号
破産者　松尾　咲子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５号
福岡県田川郡福智町赤池208番地
破産者　皆川　禎啓
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４６号
福岡県田川郡福智町神崎1098番地135
破産者　今永　豊美
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４８号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1467番地の４
破産者　向手　正子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部